

令和2年第4回

多摩市議会定例会議案

多摩市

多摩市告示第 4 9 9 号

令和 2 年第 4 回多摩市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和 2 年 1 1 月 1 7 日

多摩市長      阿   部   裕   行

記

1    日    時              令和 2 年 1 1 月 3 0 日（午前 1 0 時）

2    場    所              多摩市役所議場

## 第 1 2 1 号議案

同報系防災行政無線更新工事の請負契約の締結についての議決事項の一部変更について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

### 提案理由

令和元年第 2 回多摩市議会定例会において議決を経た同報系防災行政無線更新工事の請負契約の締結について、下記のとおり変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年多摩市条例第 9 号）第 2 条の規定により議会の議決に付する。

### 記

- |   |        |                                                                                 |
|---|--------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 契約の目的  | 同報系防災行政無線更新工事                                                                   |
| 2 | 契約の相手方 | 東京都渋谷区渋谷三丁目 2 9 番 2 0 号<br>協和エクシオ・三峰無線建設共同企業体<br>代表団体 株式会社協和エクシオ<br>代表取締役 船橋 哲也 |
| 3 | 契約金額   | <u>変更前 金 5 5 7 , 1 5 0 , 0 0 0 円</u><br><u>変更後 金 5 7 9 , 1 4 6 , 2 2 0 円</u>    |
| 4 | 契約の方法  | 一般競争入札（地方自治法第 2 3 4 条第 1 項適用）                                                   |

### 変更の理由

令和元年度、2 年度の 2 か年で実施している同報系防災行政無線の屋外子局のデジタル化更新工事について、工事を実施していく中で、新たにアスベスト除去作業、屋上の防水工事等が発生したことから、契約金額を変更するものである。



## 第 1 2 2 号議案

### 発電機購入契約の締結について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

#### 提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年多摩市条例第 9 号）第 3 条の規定により議会の議決に付する。

#### 記

- |   |        |                                                  |
|---|--------|--------------------------------------------------|
| 1 | 契約の目的  | 自主防災組織宛に配布する発電機の購入                               |
| 2 | 契約の相手方 | 東京都多摩市和田 5 0 2 番地の 1 1<br>有限会社カサイ<br>代表取締役 笠井 由雄 |
| 3 | 契約金額   | 金 2 4 , 7 5 9 , 9 0 0 円                          |
| 4 | 契約の方法  | 指名競争入札（地方自治法施行令第 1 6 7 条第 3 号適用）                 |

#### （参考）

- |   |        |                                 |
|---|--------|---------------------------------|
| 1 | 種類及び数量 | 発電機 1 8 3 台<br>※単価契約のため、数量は予定数量 |
| 2 | 履行期間   | 契約発効の日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで      |
| 3 | 財源     | 国庫支出金、都支出金及び一般財源                |

## 入 札 経 過 調 書

入 札 日 令和 2 年 1 1 月 1 3 日

契約番号 5023000294 物品 発電機購入

予定価格 (税込) XXXXXXXXXX

(円)

| No.              | 入 札 業 者                                                      | 第 1 回入札額           | 第 2 回入札額 | 第 3 回入札額                                                               |
|------------------|--------------------------------------------------------------|--------------------|----------|------------------------------------------------------------------------|
| 1                | 新栄工業株式会社<br>代表取締役 橋本 一行<br>2000048502                        | 辞退                 |          |                                                                        |
| 2                | デジタル産業株式会社<br>代表取締役 秋山秀浩<br>0000005156                       | 23, 790, 000       |          |                                                                        |
| 3                | 有限会社エノモト<br>代表取締役 榎本 正<br>2001614500                         | 辞退                 |          |                                                                        |
| 4                | 株式会社ヤマダ電機<br>八王子営業所<br>所長 植松 一博<br>2002843933                | 辞退                 |          |                                                                        |
| 5                | 白川産業株式会社<br>代表取締役 安江 崇<br>2004304400                         | 失格                 |          |                                                                        |
| 6                | 三英電設株式会社<br>代表取締役 上條 昇一<br>2004411600                        | 30, 723, 000       |          |                                                                        |
| 7                | 有限会社カサイ<br>代表取締役 笠井 由雄<br>2004890300                         | 落札<br>22, 509, 000 |          |                                                                        |
|                  |                                                              |                    |          |                                                                        |
|                  |                                                              |                    |          |                                                                        |
|                  |                                                              |                    |          |                                                                        |
|                  |                                                              |                    |          |                                                                        |
| コ<br>メ<br>ン<br>ト | 白川産業株式会社：入札不参加のため失格とする。                                      |                    |          | 落札率 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXX</span> |
| 選<br>定<br>理<br>由 | 「発電機器」に登録がある市内業者 C ランク 2 者、隣接業者 A C ランク 格付上位 5 者の計 7 者を選定した。 |                    |          |                                                                        |

## 第 1 2 3 号議案

### 小型バッテリー外 1 件購入契約の締結について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

#### 提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年多摩市条例第 9 号）第 3 条の規定により議会の議決に付する。

#### 記

- |   |        |                                                                     |
|---|--------|---------------------------------------------------------------------|
| 1 | 契約の目的  | 自主防災組織宛に配布する小型バッテリー及びソーラーパネルの購入                                     |
| 2 | 契約の相手方 | 東京都多摩市関戸一丁目 1 1 番 1 号<br>株式会社京王アートマン<br>京王アートマン 聖蹟桜ヶ丘店<br>店長 宇田川 哲也 |
| 3 | 契約金額   | 金 1 6 , 9 9 9 , 7 8 5 円                                             |
| 4 | 契約の方法  | 指名競争入札（地方自治法施行令第 1 6 7 条第 3 号適用）                                    |

#### （参考）

- |   |        |                                                          |
|---|--------|----------------------------------------------------------|
| 1 | 種類及び数量 | 小型バッテリー 1 8 3 台<br>ソーラーパネル 1 8 3 台<br>※単価契約のため、数量は全て予定数量 |
| 2 | 履行期間   | 契約発効の日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで                               |
| 3 | 財源     | 国庫支出金、都支出金及び一般財源                                         |

## 入 札 経 過 調 書

入 札 日 令和 2 年 1 1 月 1 3 日

契約番号 5023000293 物品 小型バッテリー外 1 件購入

予定価格 (税込) XXXXXXXXXX

(円)

| No.              | 入 札 業 者                                                  | 第 1 回入札額         | 第 2 回入札額 | 第 3 回入札額                                                               |
|------------------|----------------------------------------------------------|------------------|----------|------------------------------------------------------------------------|
| 1                | 東京都教育用品株式会社<br>代表取締役 高野 二三男<br>0000000390                | 18,592,800       |          |                                                                        |
| 2                | 有限会社北村電気商会<br>代表取締役 北村 正江<br>0000000853                  | 辞退               |          |                                                                        |
| 3                | 株式会社京王アートマン<br>京王アートマン 聖蹟桜ヶ丘店<br>店長 宇田川 哲也<br>2001789000 | 落札<br>15,454,350 |          |                                                                        |
| 4                | 株式会社東京ボン・サンテ<br>代表取締役社長 林 守<br>2001976300                | 辞退               |          |                                                                        |
| 5                | 株式会社ブラネットワーク<br>本店<br>取締役総務 佐々木 容子<br>2003712400         | 辞退               |          |                                                                        |
| 6                | 福井商事有限会社<br>代表取締役 福井 宏昌<br>2003856500                    | 失格               |          |                                                                        |
| 7                | 株式会社カナショー<br>代表取締役 金澤 昭三郎<br>2004048200                  | 22,161,300       |          |                                                                        |
|                  |                                                          |                  |          |                                                                        |
|                  |                                                          |                  |          |                                                                        |
|                  |                                                          |                  |          |                                                                        |
|                  |                                                          |                  |          |                                                                        |
| コメント             | 福井商事有限会社：入札不参加のため失格とする。                                  |                  |          | 落札率 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXX</span> |
| 選<br>定<br>理<br>由 | 「家電・カメラ・厨房機器等」に登録があり、取り扱い可能な市内業者 B C ランク格付上位 7 者を選定した。   |                  |          |                                                                        |



## 第 1 2 4 号議案

### 家具転倒防止器具購入契約の締結について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

#### 提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年多摩市条例第 9 号）第 3 条の規定により議会の議決に付する。

#### 記

- 1 契約の目的 家具転倒防止器具の購入
- 2 契約の相手方 東京都多摩市関戸一丁目 1 1 番 1 号  
株式会社京王アートマン  
京王アートマン 聖蹟桜ヶ丘店  
店長 宇田川 哲也
- 3 契約金額 金 2 0 , 2 2 7 , 9 0 0 円
- 4 契約の方法 指名競争入札（地方自治法施行令第 1 6 7 条第 3 号適用）

#### （参考）

- 1 種類及び数量 伸縮突っ張り棒 2 , 5 0 0 組  
家具転倒防止用 L 字金具 2 0 0 組  
T 型家具転倒防止器具 1 , 5 0 0 組  
家具転倒防止板 1 , 5 0 0 組  
冷蔵庫ストッパー 1 , 0 0 0 組  
透明耐震ゴム 5 0 0 組  
開き戸ロック 5 0 0 組  
引き出しロック 5 0 0 組  
※単価契約のため、数量は全て予定数量
- 2 履行期間 契約発効の日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで
- 3 財源 国庫支出金及び一般財源

## 入 札 経 過 調 書

入 札 日 令和 2 年 1 1 月 1 6 日

契約番号 5 0 2 3 0 0 0 3 2 6 物品 家具転倒防止器具購入単価契約

予定価格 (税込) XXXXXXXXXX

(円)

| No.  | 入 札 業 者                                                                    | 第 1 回入札額         | 第 2 回入札額 | 第 3 回入札額 |
|------|----------------------------------------------------------------------------|------------------|----------|----------|
| 1    | 東京都教育用品株式会社<br>代表取締役 高野 二三男<br>0000000390                                  | 辞退               |          |          |
| 2    | 株式会社タイコー<br>代表取締役 植主 泰弘<br>0000000537                                      | 辞退               |          |          |
| 3    | 有限会社有山洋紙店<br>代表取締役 有山 茂子<br>0000000986                                     | 辞退               |          |          |
| 4    | 株式会社京王アートマン<br>京王アートマン 聖蹟桜ヶ丘店<br>店長 宇田川 哲也<br>2001789000                   | 落札<br>18,389,000 |          |          |
| 5    | 株式会社東京ボン・サンテ<br>代表取締役社長 林 守<br>2001976300                                  | 辞退               |          |          |
| 6    | 株式会社プラネットワーク<br>本店<br>取締役総務 佐々木 容子<br>2003712400                           | 辞退               |          |          |
|      |                                                                            |                  |          |          |
|      |                                                                            |                  |          |          |
|      |                                                                            |                  |          |          |
|      |                                                                            |                  |          |          |
|      |                                                                            |                  |          |          |
| コメント | 落札率 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> |                  |          |          |
| 選定理由 | 「什器・家具」に登録がある市内業者 B C ランク格付上位 6 者を選定した。                                    |                  |          |          |

## 第 1 2 5 号議案

### 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業充電保管庫購入 契約の締結について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

#### 提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年多摩市条例第 9 号）第 3 条の規定により議会の議決に付する。

#### 記

- |   |        |                                                                                        |
|---|--------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 契約の目的  | 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業による<br>タブレットの保管のための充電保管庫の購入                                      |
| 2 | 契約の相手方 | 東京都江東区豊洲五丁目 6 番 1 5 号 N B F 豊洲ガーデン<br>フロント<br>D y n a b o o k 株式会社首都圏支社<br>首都圏支社長 武田篤幸 |
| 3 | 契約金額   | 金 3 7 , 5 3 6 , 4 0 0 円                                                                |
| 4 | 契約の方法  | 指名競争入札（地方自治法施行令第 1 6 7 条第 3 号適用）                                                       |

#### （参考）

- |   |         |                            |         |
|---|---------|----------------------------|---------|
| 1 | 種類及び数量  | 充電保管庫（普通学級用）               | 3 2 0 台 |
|   |         | 充電保管庫（特別支援学級用）             | 4 2 台   |
|   |         | その他、充電保管庫の設置・配線作業を含む       |         |
| 2 | 履 行 期 間 | 契約発効の日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで |         |
| 3 | 財 源     | 国庫支出金、都支出金及び一般財源           |         |

## 入 札 経 過 調 書

入 札 日 令和 2 年 1 1 月 1 3 日

契約番号 5023000290 物品 公立学校情報通信NW環境施設整備事業充電保管庫購入

予定価格 (税込) XXXXXXXXXX

(円)

| No.              | 入 札 業 者                                                                                                                                                                                                                            | 第 1 回入札額         | 第 2 回入札額 | 第 3 回入札額 |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|----------|----------|
| 1                | 株式会社日立システムズ<br>2000088502<br>公共・社会営業統括本 舩友 修                                                                                                                                                                                       | 辞退               |          |          |
| 2                | トッパン・フォームズ株式会社<br>2000100103<br>営業支援本部<br>本部長 船井 敏子                                                                                                                                                                                | 失格               |          |          |
| 3                | 株式会社内田洋行<br>0000002120<br>営業統括グループ<br>取締役上席執行役員 小柳 諭司                                                                                                                                                                              | 辞退               |          |          |
| 4                | 東日本電信電話株式会社<br>2000172000<br>東京事業部<br>取締役東京事業部長 中江 康二                                                                                                                                                                              | 辞退               |          |          |
| 5                | 富士通エフ・アイ・ピー株式会社<br>2000475900<br>執行役員 公共ビジネ 佐藤 宏幸                                                                                                                                                                                  | 失格               |          |          |
| 6                | 三菱電機株式会社<br>0000000688<br>社会システム第二部長 石田 義博                                                                                                                                                                                         | 辞退               |          |          |
| 7                | 日興通信株式会社<br>0000000513<br>代表取締役 鈴木 範夫                                                                                                                                                                                              | 辞退               |          |          |
| 8                | 株式会社富士通エフサス<br>2000916800<br>公共ビジネス統括部<br>第三ビジネス部長 鈴木 貴之                                                                                                                                                                           | 失格               |          |          |
| 9                | Dynabook株式会社<br>2001030800<br>首都圏支社<br>首都圏支社長 武田 篤幸                                                                                                                                                                                | 落札<br>34,124,000 |          |          |
| 10               | NECネクスソリューションズ株式会社<br>0000000567<br>公共第二ソリューション事業部<br>事業部長 羽鳥 敦                                                                                                                                                                    | 辞退               |          |          |
| 11               | キヤノンシステムアンドサポート株式会社<br>0000001785<br>東京マーケティング推進部<br>部長 宮田 英起                                                                                                                                                                      | 辞退               |          |          |
| コメント             | トッパン・フォームズ株式会社営業支援本部：富士通エフ・アイ・ピー株式会社：株式会<br>社富士通エフサス公共ビジネス統括部：三菱電機インフォメーションシステムズ株式会<br>社本社：伊藤忠テクノソリューションズ株式会社：大興電子通信株式会社：株式会社モトヤ<br>東京本社：シャープマーケティングジャパン株式会社ビジネスソリューション担当：兼松<br>エレクトロニクス株式会社第一ソリューション営業本部 第一営業部：入札不参加のため<br>失格とする。 |                  |          |          |
| 選<br>定<br>理<br>由 | 「事務情報機器」（業種）の「その他」（種目）に登録がある、都内業者Aランク格付上<br>位18者を選定した。                                                                                                                                                                             |                  |          |          |

## 入 札 経 過 調 書

入 札 日 令和 2 年 1 1 月 1 3 日

契約番号 5023000290 物品 公立学校情報通信NW環境施設整備事業充電保管庫購入

予定価格 (税込) XXXXXXXXXX

(円)

| No.              | 入 札 業 者                                                                                                                                                                                                                          | 第 1 回入札額   | 第 2 回入札額 | 第 3 回入札額 |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----------|----------|
| 12               | 三菱電機インフォメーションシステムズ株式会社<br>ITプロダクト営業部 南 英知<br>2001885900                                                                                                                                                                          | 失格         |          |          |
| 13               | 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社<br>東日本営業第2部 部 渡邊 一史<br>2002105200                                                                                                                                                                             | 失格         |          |          |
| 14               | 大興電子通信株式会社<br>代表取締役 松山 晃一郎<br>2002622800                                                                                                                                                                                         | 失格         |          |          |
| 15               | 株式会社モトヤ<br>東京本社<br>取締役東日本事業部長 莊司 勝頼<br>2003803700                                                                                                                                                                                | 失格         |          |          |
| 16               | シャープマーケティングジャパン株式会社<br>ビジネスソリューション担当<br>常務取締役 山崎 公人<br>2004358600                                                                                                                                                                | 失格         |          |          |
| 17               | 兼松エレクトロニクス株式会社<br>第一ソリューション営業本部 第一営業部<br>部長 大内 拓也<br>2004776900                                                                                                                                                                  | 失格         |          |          |
| 18               | 富士通コワーコ株式会社<br>中央営業統括部 営業部<br>部長 永岡 章<br>2004906100                                                                                                                                                                              | 38,023,000 |          |          |
|                  |                                                                                                                                                                                                                                  |            |          |          |
|                  |                                                                                                                                                                                                                                  |            |          |          |
|                  |                                                                                                                                                                                                                                  |            |          |          |
|                  |                                                                                                                                                                                                                                  |            |          |          |
| コメント             | トッパン・フォームズ株式会社営業支援本部：富士通エフ・アイ・ピー株式会社：株式会<br>社富士通エフサス公共ビジネス統括部：三菱電機インフォメーションシステムズ株式会<br>社：伊藤忠テクノソリューションズ株式会社：大興電子通信株式会社：株式会社モトヤ<br>東京本社：シャープマーケティングジャパン株式会社ビジネスソリューション担当：兼松<br>エレクトロニクス株式会社第一ソリューション営業本部 第一営業部：入札不参加のため<br>失格とする。 |            |          |          |
| 選<br>定<br>理<br>由 | 「事務情報機器」（業種）の「その他」（種目）に登録がある、都内業者Aランク格付上<br>位18者を選定した。                                                                                                                                                                           |            |          |          |



## 第 1 2 6 号議案

多摩市立複合文化施設の指定管理者の指定について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

### 提案理由

下記のとおり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を指定する。

### 記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
多摩市立複合文化施設
- 2 指定管理者となる団体の名称及び所在地  
パルテノン多摩共同事業体  
代表団体 公益財団法人多摩市文化振興財団  
東京都多摩市鶴牧一丁目 2 4 番地 1 新都市センタービル 5 0 1 号室
- 3 指定の期間  
令和 3 年 1 2 月 1 4 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで





## 第 1 2 7 号議案

多摩市立温水プールの指定管理者の指定について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

### 提案理由

下記のとおり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を指定する。

### 記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
多摩市立温水プール
- 2 指定管理者となる団体の名称及び所在地  
二幸産業・N S P グループ  
代表団体 二幸産業株式会社  
東京都新宿区西新宿一丁目 2 5 番 1 号 新宿センタービル 3 6 階
- 3 指定の期間  
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで



## 第 1 2 8 号議案

多摩市総合福祉センターの指定管理者の指定について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

### 提案理由

下記のとおり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を指定する。

### 記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
多摩市総合福祉センター
- 2 指定管理者となる団体の名称及び所在地  
二幸産業・N S P グループ  
代表団体 二幸産業株式会社  
東京都新宿区西新宿一丁目 2 5 番 1 号 新宿センタービル 3 6 階
- 3 指定の期間  
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで



## 第 1 2 9 号議案

多摩市営駐輪場の指定管理者の指定について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

### 提案理由

下記のとおり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を指定する。

### 記

#### 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

- (1) 永山駅駐輪場
- (2) 永山駅北駐輪場
- (3) 北諏訪小南駐輪場
- (4) 多摩センター駅東駐輪場
- (5) 多摩センター駅西駐輪場

#### 2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社  
東京都品川区西五反田四丁目 3 2 番 1 号

#### 3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで



### 第 1 3 0 号議案

多摩市立多摩中央公園内駐車場の指定管理者の指定について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

#### 提案理由

下記のとおり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を指定する。

#### 記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
多摩市立多摩中央公園内駐車場
- 2 指定管理者となる団体の名称及び所在地  
パルテノン多摩共同事業体  
代表団体 公益財団法人多摩市文化振興財団  
東京都多摩市鶴牧一丁目 2 4 番地 1 新都市センタービル 5 0 1 号室
- 3 指定の期間  
令和 3 年 1 2 月 1 4 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで





## 第 1 3 1 号議案

### 訴えの提起について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

### 提案理由

契約の解除に伴う前払金の返還等に応じない者に対し、下記のとおり前払金返還等請求訴訟を提起することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、議会の議決を求める。

### 記

#### 1 訴えの相手方

神奈川県相模原市南区旭町 1 0 番 1 7 号

株式会社ユニバァサル設計

代表取締役 西 倉 哲 夫

#### 2 訴えの趣旨

令和元年 6 月 2 4 日に、市が相手方東京本部との間で締結した特殊建築物定期調査及び建築設備定期検査業務委託契約について、同業務の履行に不備があり、契約期間内に業務が完了しないことと明らかに認められたため、市は令和 2 年 1 月 2 2 日付で同契約を解除し、相手方に対して前払金 5 1 0 万円の返還及び違約金 1 7 1 万 7 , 6 5 0 円の支払を請求した。しかし、再三にわたる催告にもかかわらず履行がされず、任意の支払いの見込みがないため、上記前払金及び違約金とこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで年 3 分の割合による遅延損害金を支払うよう請求する旨の訴えを提起するものである。

#### 3 訴訟追行の方針

- (1) 本件訴え提起後において、その目的達成に特に必要がある場合には、訴え又は当事者の追加、変更をすることができる。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は控訴し、又は上告することができる。



### 第 1 3 2 号議案

多摩市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

### 提案理由

多摩市固定資産評価審査委員会委員猿橋正和氏は、令和 2 年 1 2 月 2 1 日をもって任期が満了するので、本案を提出する。

### 記

| 氏 名   | 住 所    | 生年月日 |
|-------|--------|------|
| 圖子 久雄 | 東京都日野市 |      |



### 第 1 3 3 号議案

多摩市行政財産の使用及び使用料に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

### 記

### 多摩市条例第 号

多摩市行政財産の使用及び使用料に関する条例の一部を改正する  
条例

多摩市行政財産の使用及び使用料に関する条例（昭和 4 8 年多摩市条例第 3  
7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 ガス管の項中「1 1 0 円」を「1 2 0 円」に改め、同表第 1 種電柱  
の項中「1, 4 8 0 円」を「1, 4 9 0 円」に改め、同表第 3 種電柱の項中「  
3, 0 7 0 円」を「3, 0 8 0 円」に改め、同表第 2 種電話柱の項中「2, 1  
2 0 円」を「2, 1 4 0 円」に改め、同表変圧塔その他これに類するもの及び  
公衆電話所の項中「2, 5 8 0 円」を「2, 6 1 0 円」に改める。

### 附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。



### 第 1 3 4 号議案

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

### 記

### 多摩市条例第 号

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部  
を改正する条例

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例（令和元年多摩市  
条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条第 3 項中「別表の」を「同表の」に改める。

第 1 9 条第 1 項中「会計年度任用職員が」を「会計年度任用職員（報酬が月  
額又は日額で定められている者に限る。以下この条において同じ。）が」に改  
め、「報酬が月額又は日額で定められている会計年度任用職員にあっては」  
を削り、「報酬額を、報酬が時間で定められている会計年度任用職員について  
は別表に定める報酬額及び同条第 3 項の規定による加算額の合計額（第 2 1 条  
において「加算後報酬額」という。）を、それぞれ」を「報酬の額を」に改め  
る。

第 2 1 条第 1 項中「加算後報酬額」の次に「（別表に定める報酬額及び第 1  
8 条第 3 項の規定による加算額の合計額をいう。以下同じ。）」を加え、「勤  
務した」を「勤務をした」に改める。

第 2 2 条第 2 項中「報酬の額」を「報酬額」に、「第 1 8 条第 2 項又は第 3  
項」を「第 1 8 条第 2 項」に改め、「合計額」の次に「又は加算後報酬額」を  
加える。

第 2 3 条中「これを」を削る。

第 2 4 条第 5 項中「この場合において報酬額」を「この場合における報酬の  
額」に改める。

第 2 7 条第 2 項第 1 号から第 3 号までの規定中「未満である者」を「未満で  
あるもの」に改める。

別表中「第 19 条」を「第 21 条」に改め、同表専門スタッフの部犯罪被害者等相談支援員の項中「月額」を「日額」に、「209,040 円」を「12,060 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



### 第 1 3 5 号議案

多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

### 記

多摩市条例第 号

多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例

多摩市都市計画税条例（昭和 4 0 年多摩市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の税率の特例）

4 6 令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の税率は、第 3 条の規定にかかわらず、1 0 0 分の 0 . 2 とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



### 第 1 3 6 号議案

社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

### 記

### 多摩市条例第 号

社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部  
を改正する条例

社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例（昭和 4 6 年多摩市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（特例措置）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

3 別表に掲げる子育てサポート事業（一時的保育事業補助金に係るもの及び定期利用保育事業補助金に係るものに限る。）の令和 2 年 4 月から同年 6 月までの間における補助金については、新型コロナウイルス感染症の感染を防止するための市の要請に基づく当該事業の利用の自粛により受けた影響に対し支援の必要があると市長が認めるときは、同表の補助限度額の規定にかかわらず、予算の定める範囲内において、市長が別に定める方法により算出することができる。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



第 1 3 7 号議案

多摩市学童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市学童クラブ条例の一部を改正する条例

多摩市学童クラブ条例（昭和 5 7 年多摩市条例第 1 3 号）の一部を次のよう  
に改正する。

別表多摩市東寺方小学童クラブ第二の項の次に次のように加える。

|                |                 |
|----------------|-----------------|
| 多摩市東寺方小学童クラブ第三 | 多摩市東寺方 1 0 0 番地 |
|----------------|-----------------|

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。



## 第 1 3 8 号議案

多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

### 記

## 多摩市条例第 号

### 多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

多摩市国民健康保険税条例（昭和 2 7 年多摩市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条第 1 号中「3 3 万円」を「4 3 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 5 5 万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 6 5 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 6 0 万円を超える者に限り、年齢 6 5 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 1 1 0 万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては、4 3 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第 2 号及び第 3 号中「3 3 万円」を「4 3 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、4 3 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

附則第 2 項中「所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）」を「所得税法」に、「」とあるのは、「法」を「及び山林所得金額」とあるのは「法」に改め、「

とする。)」の次に「及び山林所得金額」と、「１１０万円」とあるのは「１２５万円」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和３年１月１日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の多摩市国民健康保険税条例の規定は、令和３年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和２年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



### 第 1 3 9 号議案

多摩市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

### 記

多摩市条例第 号

多摩市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

多摩市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年多摩市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の附則第 3 条の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。



## 第 1 4 0 号議案

多摩市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

### 記

## 多摩市条例第 号

### 多摩市介護保険条例の一部を改正する条例

多摩市介護保険条例（平成 1 2 年多摩市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 項第 6 号ア中「第 3 5 条の 2 第 1 項」の次に「、第 3 5 条の 3 第 1 項」を加える。

第 1 9 条第 1 項第 2 号中「第 3 9 条第 1 項第 2 号又は第 3 号」を「第 3 9 条第 1 項第 3 号」に改める。

附則第 2 条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 1 9 条第 1 項第 2 号の改正規定は、公布の日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の附則第 2 条の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。



#### 第 1 4 1 号議案

多摩市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

#### 記

#### 多摩市条例第 号

多摩市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する  
条例の一部を改正する条例

多摩市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（平成  
3 0 年多摩市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下「主任介護支援専門  
員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理  
由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）  
を同項に規定する管理者とすることができる。

附則第 2 項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（管理者に係る経過  
措置）」を付し、同項中「平成 3 3 年 3 月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 3 1 日」  
に改め、「介護保険法施行規則第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号イ(3)に規定する」を削  
り、「第 6 条第 1 項」を「同条第 1 項」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

- 3 令和 3 年 4 月 1 日以後における前項の規定の適用については、同項中「第  
6 条第 2 項」とあるのは「令和 3 年 3 月 3 1 日までに法第 4 6 条第 1 項の指  
定を受けている事業所（同日において当該事業所における第 6 条第 1 項に規  
定する管理者（以下「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないも  
のに限る。）については、第 6 条第 2 項」と、「介護支援専門員（主任介護  
支援専門員を除く。）を同条第 1 項の」とあるのは「引き続き、令和 3 年 3  
月 3 1 日における管理者である介護支援専門員を」とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条第 2 項にただし書を加

える改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

## 第 1 4 2 号議案

多摩市立公園条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

### 記

## 多摩市条例第 号

### 多摩市立公園条例の一部を改正する条例

多摩市立公園条例（昭和 4 7 年多摩市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 2 項中「次の各号に掲げる施設である建築物を設ける場合は、当該」を「都市公園法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 9 0 号。以下「公園令」という。）第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる場合に関する公園法第 4 条第 1 項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する」に、「に当該各号に定める割合を乗じた面積を限度として、」を「の 1 0 0 分の 1 0 を限度として」に改め、同項各号を削り、同条第 4 項中「の規定に該当する建築物を設ける場合は、当該」を「に掲げる場合に関する公園法第 4 条第 1 項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する」に、「、前 3 項」を「前 4 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「の規定に該当する建築物を設ける場合は、当該」を「に掲げる場合に関する公園法第 4 条第 1 項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する」に、「、前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の規定にかかわらず、公園令第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる場合に関する公園法第 4 条第 1 項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該市立公園の敷地面積の 1 0 0 分の 2 0 を限度として第 1 項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

第 2 条の 2 に次の 1 項を加える。

6 第 1 項の規定にかかわらず、公園令第 6 条第 6 項に規定する場合に関する公園法第 5 条の 9 第 1 項の規定により読み替えて適用する公園法第 4 条第 1 項ただし書の条例で定める範囲は、公募対象公園施設（公園法第 5 条の 2 第 1 項に規定する公募対象公園施設をいう。以下同じ。）である建築物に限り、

当該市立公園の敷地面積の100分の10を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

第4条の4に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、公園法第5条の7第2項の規定により認定公募設置等計画（同条第1項に規定する認定公募設置等計画をいう。以下同じ。）に基づき公園法第5条第1項の許可を受けた者は、当該認定公募設置等計画に記載された使用料の額（当該額が別表第1に定める額を下回る場合にあっては、同表に定める額）を納付しなければならない。

別表第1に次のように加える。

|          |              |        |
|----------|--------------|--------|
| 公募対象公園施設 | 1平方メートルにつき1年 | 3,600円 |
|----------|--------------|--------|

別表第2第1種電柱の項中「1,480円」を「1,490円」に改め、同表第3種電柱の項中「3,070円」を「3,080円」に改め、同表第2種電話柱の項中「2,120円」を「2,140円」に改め、同表地下電線その他地下に設ける線類の項中「7円」を「8円」に改め、同表地上に設ける変圧器の項中「1,290円」を「1,300円」に改め、同表水道管下水道管ガスパ管その他これらに類するものの項中「110円」を「120円」に改め、同表変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所の項中「2,580円」を「2,610円」に改め、同項の次に次のように加える。

|                   |                  |        |
|-------------------|------------------|--------|
| 広告塔               | 表示面積1平方メートルにつき1年 | 8,800円 |
| 看板（アーチ式であるものを除く。） | 表示面積1平方メートルにつき1年 | 8,800円 |

別表第2備考第6号を同表備考第7号とし、同表備考第5号を同表備考第6号とし、同表備考第4号中「占用面積」の次に「若しくは表示面積」を加え、同号を同表備考第5号とし、同表備考第3号の次に次の1号を加える。

- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。  
ただし、看板で両面を使用するものは、裏面の表示面積については、5割減とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2第1種電柱の項、第3種電柱の項、第2種電話柱の項、地下電線その他地下に設ける線類の項、地上に設ける変圧器の項、水道管下水道管ガスパ管その他これらに類するものの項及び変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所の項の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。



### 第 1 4 3 号議案

多摩市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

### 記

### 多摩市条例第 号

### 多摩市営住宅条例の一部を改正する条例

多摩市営住宅条例（平成 9 年多摩市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

### 附 則

### （施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の附則第 6 項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。



#### 第 1 4 4 号議案

多摩市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

#### 記

#### 多摩市条例第 号

#### 多摩市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

多摩市道路占用料等徴収条例（昭和 4 8 年多摩市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

別表法第 3 2 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物の項中「1, 4 8 0 円」を「1, 4 9 0 円」に、「3, 0 7 0 円」を「3, 0 8 0 円」に、「2, 1 2 0 円」を「2, 1 4 0 円」に、「7 円」を「8 円」に、「1, 2 9 0 円」を「1, 3 0 0 円」に、「2, 5 8 0 円」を「2, 6 1 0 円」に改め、同表法第 3 2 条第 1 項第 2 号に掲げる物件の項中「1 1 0 円」を「1 2 0 円」に改め、同表法第 3 2 条第 1 項第 3 号に掲げる施設の項中「2, 2 4 0 円」を「2, 6 1 0 円」に改め、同表法第 3 2 条第 1 項第 4 号に掲げる施設の項中「1, 3 2 0 円」を「1, 4 0 0 円」に改め、同表法第 3 2 条第 1 項第 5 号に掲げる施設の項中「2, 2 4 0 円」を「2, 6 1 0 円」に改め、同表道路法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 7 9 号。以下「令」という。）第 7 条第 1 号に掲げる物件の項中「2, 1 2 0 円」を「2, 1 4 0 円」に改め、同表令第 7 条第 2 号に掲げる工作物の項中「2, 0 0 0 円」を「2, 6 1 0 円」に改め、同表備考第 5 号中「表わす」を「表す」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。



## 第 1 4 5 号議案

多摩市下水道条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

### 記

## 多摩市条例第 号

### 多摩市下水道条例の一部を改正する条例

多摩市下水道条例（昭和 5 9 年多摩市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

別表第 2 第 1 種電柱の項中「1, 4 8 0 円」を「1, 4 9 0 円」に改め、同表第 3 種電柱の項中「3, 0 7 0 円」を「3, 0 8 0 円」に改め、同表第 2 種電話柱の項中「2, 1 2 0 円」を「2, 1 4 0 円」に改め、同表地下電線その他地下に設ける線類の項中「7 円」を「8 円」に改め、同表ガス管・水道管等の項中「1 1 0 円」を「1 2 0 円」に改め、同表橋及び通路の項の次に次のように加える。

|             |                  |            |
|-------------|------------------|------------|
| 足場その他の工事用施設 | 占用面積 1 平方メートルにつき | 8, 8 0 0 円 |
|-------------|------------------|------------|

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 8 項の改正規定は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の附則第 8 項の規定は、附則第 8 項の改正規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。



## 第 1 4 6 号議案

多摩市古民家の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

## 記

## 多摩市条例第 号

多摩市古民家の管理運営に関する条例の一部を改正する条例

多摩市古民家の管理運営に関する条例（平成 1 7 年多摩市条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「認めるとき」の次に「又は第 1 4 条の規定により指定管理者が古民家の管理運営に関する業務を行う場合において、指定管理者が特に必要と認め、かつ、委員会の承認を得たとき」を加える。

第 5 条第 2 項中「により、委員会」の次に「（第 1 4 条の規定により指定管理者が古民家の管理運営に関する業務を行う場合は、指定管理者。次項、第 7 条及び第 1 1 条において同じ。）」を加える。

第 6 条ただし書中「認めるとき」の次に「又は第 1 4 条の規定により指定管理者が古民家の管理運営に関する業務を行う場合において、指定管理者が特に必要と認め、かつ、委員会の承認を得たとき」を加える。

第 8 条第 3 項ただし書中「ただし、」の次に「委員会規則で定める場合その他」を加える。

第 1 0 条ただし書中「許可」の次に「（第 1 4 条の規定により指定管理者が古民家の管理運営に関する業務を行う場合は、委員会の承認を得てする指定管理者の許可）」を加える。

第 1 4 条を第 1 6 条とし、第 1 3 条の次に次の 2 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 1 4 条 委員会は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、古民家（旧富澤家に限る。以下この条において同じ。）の管理運営に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせるこ

とができる。

- (1) 古民家の維持管理及び修繕に関する業務
- (2) 古民家の施設に係る使用の許可及び使用の制限に関する業務
- (3) 次条第1項に規定する利用料金の徴収、減免及び返還に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、古民家の管理運営に関する業務のうち委員会が特に必要と認めるもの  
(利用料金)

第15条 第8条第1項の規定にかかわらず、前条第2号の許可を受けた者は、当該許可に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表第3に定める使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て定めるものとする。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 4 指定管理者は、委員会規則で定める事由に該当するときは、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。
- 5 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、あらかじめ委員会の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 6 既納の利用料金は、返還しないものとする。ただし、委員会規則で定める場合その他指定管理者が特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

別表第2旧富澤家（建物）の項第2号中「定める日」の次に「（第14条の規定により指定管理者が古民家の管理運営に関する業務を行う場合は、委員会が別に定める日又は指定管理者が委員会の承認を得て別に定める日。次項において同じ。）」を加える。

別表第3中「第8条」の次に「、第15条」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。